

製造請負優良事業者認定制度 申請に関する規定

平成29年4月27日制定
製造請負事業改善推進協議会

製造請負優良適正事業者認定制度運営要領 第5の3の申請の事務手続きについて、以下のとおり定める。

(1) 申請受付期間

申請者からの申請を受け付ける期間(以下、「申請受付期間」という。)については、協議会が、あらかじめ、指定審査機関に示すこととし、指定審査機関は、当該申請受付期間において、申請を受け付ける。

(2) 申請に必要な書類等

申請に必要な書類等については、協議会と協議のうえ指定審査機関があらかじめ定めるものとする。なお、指定審査機関が提出を求めることができるものは、GJ認定制度の審査に必要な書類に限られるものとする。

(3) 指定審査機関における申請受付業務

指定審査機関は、以下に従って申請の受付ならびに申請者の管理を適切に行わなければならない。

- ① 指定審査機関は、あらかじめ申請受付期間、申請に必要な書類・資料等(以下「申請書類」という。)及びその提出方法、手数料を徴収する場合にはその金額及びその納付方法を明示し、申請の受付を行うことを広く周知すること。
- ② 指定審査機関は、申請者が申請要件を満たしている場合は、申請受付期間内に申請書類の提出が適切に行われたことを確認した時点をもって当該申請の受付を行い、その旨を申請者に通知するとともに速やかに審査を開始すること。
- ③ 指定審査機関は、申請者から提出のあった申請書類について、必要な場合は申請者に対して期限を示して補正を求めることができ、その求めに従って期限内に申請者が補正・再提出した後に申請を受け付けること。なお、申請者が求めに応じないときは、指定審査機関は当該申請の受付を拒否することができるものとする。
- ④ 指定審査機関は、申請者に対してあらかじめ審査に要する所要の事項(審査に必要な文書の提示・閲覧等)を説明するとともに、申請者から審査に必要な協力が得られない場合には審査の中止があり得ることを明らかにしておくこと。
- ⑤ 指定審査機関は、適正な審査を実施するうえで、申請の受付を制限するやむを得ない事情が生じた場合には、その理由及び申請者への対応方法を付

し、すみやかに協議会と協議すること。

- ⑥ 指定審査機関は、上記⑤の協議の結果、申請の受付を制限する場合には、あらかじめその内容及び申請者への対応について、広く周知を行うとともに、申請者に対して責任を持って説明すること。
- ⑦ 指定審査機関は、申請者からの申請取り下げ、もしくは審査の中止等により審査を行わないこととなった場合は、提出のあった申請書類等を速やかに当該申請者に返却すること。

(4) 申請の取り下げ等

申請者は、申請の取り下げ、又は、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに指定審査機関に申し出なければならない。

(附則)

- (5) この規定は、平成29年4月27日から施行する。

(以上)